10　給与条例附則第３２項の規定の適用を受ける職員の給料

（１）給与条例附則第３２項の規定の適用を受ける職員の給料月額

当分の間、当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号俸に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする（※）。

条例附則第３２項

※　育児短時間勤務職員等の場合は、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号俸に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）に、職員勤務時間条例第２条第２項又は学校職員勤務時間条例第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第２条第１項又は学校職員勤務時間条例第３条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

条例附則第３７項
規則７―１２２附則第２項

（２）他の職への降任等をされた職員等に対する給料の支給

（ア）地方公務員法第２８条の２第１項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に給与条例附則第３２項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、給与条例附則第３２項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

条例附則第３５項
規則７―１４１第４条

（イ）警察法（昭和２９年法律第１６２号）第５６条の４第１項の規定による任命により職員となった者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、給与条例附則第３２項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

条例附則第３８項
規則７―１４１第５条

（ウ）（ア）又は（イ）による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額は、当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を上限とする。

条例附則第３６項、第３９項

（エ）異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（給与条例附則第３２項の規定の適用を受ける職員に限り、（ア）の職員を除く。）であって、（ア）による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、（ア）及び（ウ）に準じて算出した額を給料として支給する。	条例附則第４０項 規則７―１４１第６条、第７条、第８条
（オ）（ア）、（イ）又は（エ）による給料を支給される職員以外の給与条例附則第３２項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、（ア）～（エ）に準じて算出した額を給料として支給する。	条例附則第４１項 規則７―１４１第９条、第１０条、第１１条、第１２条、第１３条